

## 令和2年第2回江差町議会定例会資料

資料1：江差町国民健康保険税条例の一部改正の概要【議案第1号関係】	…P 1
資料2：江差町手数料条例新旧対照表【議案第2号関係】	…P 19
資料3：江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表【議案第3号関係】	…P 20
資料4：江差町介護保険条例の一部改正の概要【議案第4号関係】	…P 21
資料5：江差町・上ノ国町地域創生事業の概要【議案第5号関係】	…P 26
資料6：江差町まちづくりアドバイザー設置事業の概要【議案第5号関係】	…P 27
資料7：まるやまトレーニングコーナー大型トレーニング機器設備事業の概要 【議案第5号関係】	…P 28
資料8：五平橋改修事業の概要【議案第5号関係】	…P 29
資料9：小・中学校における新型コロナウイルス感染症防止対策【議案第5号関係】	…P 30
資料10：水道施設台帳の作成・保管の義務化【議案第6号関係】	…P 31
資料11：江差・上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託概要【議案第7号関係】	…P 32



## 江差町国民健康保険条例の一部改正の概要

改正条項等	改正概要	概要
○ 第2条 (課税額)	1 地方税法施行令改正にあわせて改正 基礎課税額(医療分)及び介護給付金課税額に係る課税限度額を改正	
	▶ 基礎課税額 (現行) 61万円 ⇒ (改正後) 63万円	
	▶ 介護給付金課税額 (現行) 16万円 ⇒ (改正後) 17万円	
○ 第3条 (国民健康保険の被保険者に係る所得割額)	2 国民健康保険税率の改正 基礎課税額(医療分)に係る所得割額の税率の改正	
	▶ (現行) 100分の7.18 ⇒ (改正後) 100分の6.81 (▲0.37)	
○ 第4条 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)	3 国民健康保険税率の改正 基礎課税額(医療分)に係る均等割額の改正	
	▶ (現行) 20,100円 ⇒ (改正後) 18,100円 (▲2,000円)	
○ 第5条 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)	4 国民健康保険税率の改正 基礎課税額(医療分)に係る平等割額の改正	
	▶ 一般 (現行) 31,800円 ⇒ (改正後) 28,000円 (▲3,800円)	
	▶ 特定世帯 (現行) 15,900円 ⇒ (改正後) 14,000円 (▲1,900円)	
	▶ 特定継続 (現行) 23,850円 ⇒ (改正後) 21,000円 (▲2,850円)	
○ 第7条 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)	5 国民健康保険税率の改正 後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額の改正	
	▶ (現行) 6,800円 ⇒ (改正後) 6,500円 (▲300円)	
○ 第7条の2 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)	6 国民健康保険税率の改正 後期高齢者支援金等課税額に係る平等割額の改正	
	▶ 一般 (現行) 10,700円 ⇒ (改正後) 10,200円 (▲500円)	
	▶ 特定世帯 (現行) 5,350円 ⇒ (改正後) 5,100円 (▲250円)	
	▶ 特定継続 (現行) 8,025円 ⇒ (改正後) 7,650円 (▲375円)	

改正条項等	改 正	概 要
○ 第8条 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)	7 国民健康保険税率の改正 介護納付金課税額に係る所得割額の税率の改正 ▶ (現 行) 100分の2.08 ⇒ (改正後) 100分の1.77 (▲0.31)	
○ 第9条 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)	8 国民健康保険税率の改正 介護納付金課税額に係る均等割額の改正 ▶ (現 行) 7,400円 ⇒ (改正後) 6,300円 (▲1,100円)	
○ 第9条の2 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)	9 国民健康保険税率の改正 介護納付金課税額に係る平等割額の改正 ▶ (現 行) 8,700円 ⇒ (改正後) 7,300円 (▲1,400円)	
○ 第23条 (国民健康保険税の減額)	10 国民健康保険税率の改正 均等割額及び平等割額の改正に伴う、各軽減率に応じた額の改正 ▶ 7割軽減(第1号) ■ 基礎課税額(医療分) ■ 後期高齢者支援金等課税額 ■ 介護納付金課税額 ▶ 5割軽減(第2号) ■ 基礎課税額(医療分) ■ 後期高齢者支援金等課税額	<p>均等割 ⇒ 14,070円</p> <p>平等割 (一 般) ⇒ 22,260円</p> <p>平等割 (特定世帯) ⇒ 11,130円</p> <p>平等割 (特定継続) ⇒ 16,695円</p> <p>均等割 ⇒ 4,760円</p> <p>平等割 (一 般) ⇒ 7,490円</p> <p>平等割 (特定世帯) ⇒ 3,745円</p> <p>平等割 (特定継続) ⇒ 5,617円</p> <p>均等割 ⇒ 5,180円</p> <p>平等割 ⇒ 6,090円</p> <p>均等割 ⇒ 9,050円</p> <p>平等割 (一 般) ⇒ 14,000円</p> <p>平等割 (特定世帯) ⇒ 7,000円</p> <p>平等割 (特定継続) ⇒ 10,500円</p> <p>均等割 ⇒ 3,250円</p>

改正条項等	改正概要	要
	<p>■ 介護納付金課税額</p> <p>平等割 (一般) ⇒ 5,350円 ⇒ 5,100円</p> <p>(特定世帯) ⇒ 2,675円 ⇒ 2,550円</p> <p>(特定継続) ⇒ 4,012円 ⇒ 3,825円</p> <p>⇒ 3,700円 ⇒ 3,150円</p> <p>⇒ 4,350円 ⇒ 3,650円</p>	
	<p>▶ 2割軽減(第3号)</p> <p>■ 基礎課税額(医療分)</p> <p>均等割 (一般) ⇒ 4,020円 ⇒ 3,620円</p> <p>平等割 (一般) ⇒ 6,360円 ⇒ 5,600円</p> <p>(特定世帯) ⇒ 3,180円 ⇒ 2,800円</p> <p>(特定継続) ⇒ 4,770円 ⇒ 4,200円</p> <p>■ 後期高齢者支援金等課税額</p> <p>均等割 ⇒ 1,360円 ⇒ 1,300円</p> <p>平等割 ⇒ 2,140円 ⇒ 2,040円</p> <p>(特定世帯) ⇒ 1,070円 ⇒ 1,020円</p> <p>(特定継続) ⇒ 1,605円 ⇒ 1,530円</p> <p>■ 介護納付金課税額</p> <p>均等割 ⇒ 1,480円 ⇒ 1,260円</p> <p>平等割 ⇒ 1,740円 ⇒ 1,460円</p>	
<p>○ 第23条 (国民健康保険税の減額)</p>	<p>11 地方税法施行令改正にあわせて改正 低所得者の保険税に対する財政支援の強化(応益割保険税の軽減対象世帯の拡大)</p> <p>① 2割軽減の拡大 軽減対象となる基準額を引き上げる。(収入ベースで1人あたり1万円増額) (現行) 基準額 33万円+<u>5.1万円</u>×被保険者数 (給与収入 約29.2万円 3人世帯) (改正後) 基準額 33万円+<u>5.2万円</u>×被保険者数 (給与収入 約29.7万円 3人世帯)</p> <p>② 5割軽減の拡大 軽減対象となる基準額を引き上げる。(収入ベースで1人あたり5千円増額) (現行) 基準額 33万円+<u>2.8万円</u>×被保険者数 (給与収入 約19.3万円 3人世帯) (改正後) 基準額 33万円+<u>2.8万5千円</u>×被保険者数 (給与収入 約19.5万円 3人世帯)</p>	

改正条項等	改正概要
<p>○ 附則14項 (新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例)</p>	<p>12 国民健康保険税の減免の特例 (新設)          新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例          ▶ 第24条の2第2項の「納期前7日までに申請書を提出」規定の適用除外          ▶ 減免対象となる国民健康保険税の明記          (令和元年度及び令和2年度の国民健康保険税で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの。年金特徴については、年金給付の支払日)</p>

江差町国民健康保険税条例（昭和40年条例第3号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6.30,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は<u>6.30,000円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>170,000円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は<u>170,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第31条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6</u>。<u>81</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>610,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は<u>610,000円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>160,000円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は<u>160,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第31条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7</u>。<u>18</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1</u> <u>8, 100円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。）以外の世帯 <u>28, 000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>14, 000円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>21, 000円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6,</u></p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2</u> <u>0, 100円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。）以外の世帯 <u>31, 800円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>15, 900円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>23, 850円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6,</u></p>



改正後	改正前
<p><u>5,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,200円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>5,100円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>7,650円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>1.00分の1.77</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>6,300円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7,300円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>630,000円</u>を超える場合には<u>630,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者</p>	<p><u>8,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,700円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>5,350円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>8,025円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>1.00分の2.08</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>7,400円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>8,700円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>610,000円</u>を超える場合には<u>610,000円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者</p>

改正後	改正前
<p>支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、<u>170,000円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、330,000円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>12,670円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>19,600円</u></li> <li>・ 特定世帯 <u>9,800円</u></li> <li>・ 特定継続世帯 <u>14,700円</u></li> </ul> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,550円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,140円</u></li> <li>・ 特定世帯 <u>3,570円</u></li> </ul>	<p>支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、<u>160,000円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、330,000円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>14,070円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>22,260円</u></li> <li>・ 特定世帯 <u>11,130円</u></li> <li>・ 特定継続世帯 <u>16,695円</u></li> </ul> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,760円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,490円</u></li> <li>・ 特定世帯 <u>3,745円</u></li> </ul>

改正後	改正前
<p>・特定継続世帯 <u>5,355円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,410円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>5,110円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>330,000円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、<u>285,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>9,050円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,000円</u></p> <p>・特定世帯 <u>7,000円</u></p> <p>・特定継続世帯 <u>10,500円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>3,250円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯</p>	<p>・特定継続世帯 <u>5,617円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,180円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>6,090円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>330,000円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、<u>280,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>10,050円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,900円</u></p> <p>・特定世帯 <u>7,950円</u></p> <p>・特定継続世帯 <u>11,925円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>3,400円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯</p>

改正後	改正前
<p>別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5, 100円</u></li> <li>・ 特定世帯 <u>2, 550円</u></li> <li>・ 特定継続世帯 <u>3, 825円</u></li> </ul> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>3, 150円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3, 650円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>330, 000円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>520, 000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>3, 620円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5, 600円</u></li> <li>・ 特定世帯 <u>2, 800円</u></li> <li>・ 特定継続世帯 <u>4, 200円</u></li> </ul> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保</p>	<p>別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5, 350円</u></li> <li>・ 特定世帯 <u>2, 675円</u></li> <li>・ 特定継続世帯 <u>4, 012円</u></li> </ul> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>3, 700円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4, 350円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>330, 000円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>510, 000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4, 020円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6, 360円</u></li> <li>・ 特定世帯 <u>3, 180円</u></li> <li>・ 特定継続世帯 <u>4, 770円</u></li> </ul> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保</p>

改正後	改正前
<p>険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,300円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,040円</u></li> <li>・特定世帯 <u>1,020円</u></li> <li>・特定継続世帯 <u>1,530円</u></li> </ul> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,260円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,460円</u></p> <p>附 則</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又</p>	<p>険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,360円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2,140円</u></li> <li>・特定世帯 <u>1,070円</u></li> <li>・特定継続世帯 <u>1,605円</u></li> </ul> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,480円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,740円</u></p> <p>附 則</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の2第1項</u>又</p>

改正後	改正前
<p>は第36条____の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額( )とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額( )と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>14 新型コロナウイルス感染症の影響により第24条の2第1項第1号の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、</p>	<p>は第36条第1項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額( )とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額( )と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>同項に掲げる申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出した場合において、町長が必要と認めるときは、令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であつて、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている国民健康保険税の全部又は一部について減免する。</u></p>	

## 令和2年度 江差町国民健康保険税率の算定等について

### 1. 令和2年度 国民健康保険事業納付金

	令和元年度	令和2年度	増減
納付金確定額	207,310,264	<b>202,183,337</b>	<b>-5,126,927</b>
医療分	148,861,285	146,055,311	-2,805,974
一般分	148,811,897	<b>145,939,843</b>	<b>-2,872,054</b>
退職分	49,388	115,468	66,080
支援金分	44,161,723	42,428,870	-1,732,853
一般分	44,145,245	<b>42,428,870</b>	<b>-1,716,375</b>
退職分	16,478	0	-16,478
介護分（退職分含む）	14,287,256	<b>13,699,156</b>	<b>-588,100</b>

### 2. 令和2年度 国保必要保険税額

	令和元年度	令和2年度	増減	
医療分	納付金額	148,811,897	145,939,843	-2,872,054
	(+) 調整	+14,242,000	+2,231,690	-12,010,310
	(-) 調整	<b>-47,367,133</b>	<b>-42,797,374</b>	4,569,759
	所要額	115,686,764	105,374,159	-10,312,605
	必要保険税額	120,507,046	<b>109,196,020</b>	<b>-11,311,026</b>
支援金分	納付金額	44,145,245	42,428,870	-1,716,375
	(+) 調整	0	0	0
	(-) 調整	<b>-5,065,259</b>	<b>-4,574,303</b>	490,956
	所要額	39,079,986	37,854,567	-1,225,419
	必要保険税額	40,708,319	<b>39,227,531</b>	<b>-1,480,788</b>
介護分	納付金額	14,287,256	13,699,156	-588,100
	(+) 調整	+4,676	0	-4,676
	(-) 調整	<b>-1,825,935</b>	<b>-1,781,358</b>	44,577
	所要額	12,465,997	11,917,798	-548,199
	必要保険税額	12,976,039	<b>12,350,050</b>	<b>-625,989</b>
合計	納付金額	207,244,398	202,067,869	-5,176,529
	(+) 調整	+14,246,676	+2,231,690	-12,014,986
	(-) 調整	<b>-54,258,327</b>	<b>-49,153,035</b>	5,105,292
	所要額	167,232,747	155,146,524	-12,086,223
	必要保険税額	174,191,404	<b>160,773,600</b>	<b>-13,417,804</b>

■必要保険税額に対する税率の算定は退職分を除く一般分により算定

■「納付金額」は北海道に納付する国保事業費納付金の額

■「(+)調整」は町の保健事業や特定検診に要する経費。「(-)調整」は国や道の交付金や過年度保険税収納分等の控除対象経費

■「必要保険税額」は、所要額に対し算定収納率（96.5%）として算出



### 3. 令和2年度 国保税率

納付金通知から算定された必要保険税額を基に、令和2年度の推計世帯数、被保険者数、応益・応能比率により算定。昨年度と比較して、納付金額の減少に伴い、全体的に税率が下がる結果となった。

		令和元年度	令和2年度	比較
医療分	所得割	7.18%	<b>6.81%</b>	-0.37%
	均等割	20,100	<b>18,100</b>	-2,000
	平等割	31,800	<b>28,000</b>	-3,800
支援金分	所得割	2.46%	<b>2.46%</b>	0.00%
	均等割	6,800	<b>6,500</b>	-300
	平等割	10,700	<b>10,200</b>	-500
小計	所得割	9.64%	<b>9.27%</b>	-0.37%
	均等割	26,900	<b>24,600</b>	-2,300
	平等割	42,500	<b>38,200</b>	-4,300
介護分 (40才以上)	所得割	2.08%	<b>1.77%</b>	-0.31%
	均等割	7,400	<b>6,300</b>	-1,100
	平等割	8,700	<b>7,300</b>	-1,400
合計	所得割	11.72%	<b>11.04%</b>	-0.68%
	均等割	34,300	<b>30,900</b>	-3,400
	平等割	51,200	<b>45,500</b>	-5,700

■ 応能・応益の配分比率は、約「45：55」の比率により積算

区分		配分比率	説明
応能	所得割	45	世帯に属する被保険者の前年の所得額に税率をかけて積算
応益	均等割	55	27 被保険者1人あたりの税額
	平等割	28	28 加入世帯1世帯あたりのの税額

### 4. 賦課限度額の改正

地方税法施行令の改正に伴い、以下のとおり課税限度額を改正。

	令和元年度	令和2年度	比較
基礎課税額（医療分）	610,000	<b>630,000</b>	20,000
介護給付金課税額	160,000	<b>170,000</b>	10,000

# 新型コロナウイルス感染症の影響により 収入が減少した世帯に係る国民健康保険税の減免制度の概要

## 対象となる方（世帯）

新型コロナウイルス感染症の影響により

- I. 世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合
- II. 世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる場合

具体的要件（以下の全てに該当）

- ① 今年の「事業収入」「不動産収入」「山林収入」「給与収入」のいずれかの収入が、前年より10分の3以上減少する見込み
- ② 前年の所得の合計が1,000万円以下
- ③ 「収入の減少が見込まれる収入」以外の収入の前年の所得の合計が400万円以下

## 対象保険税

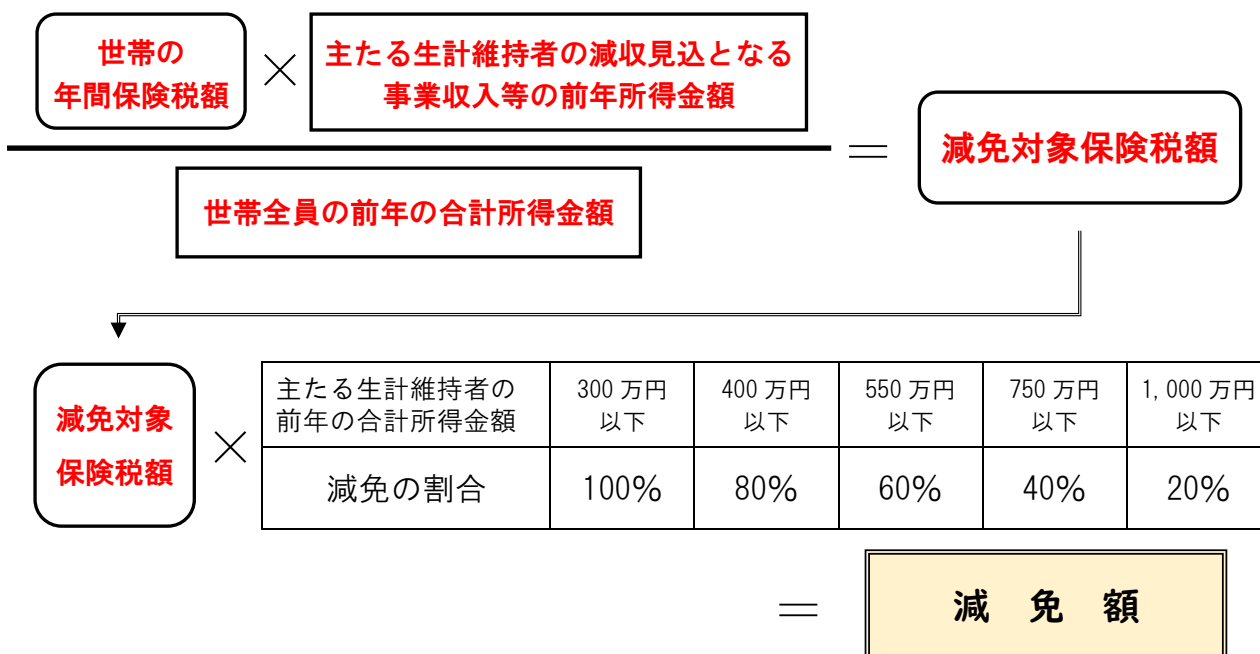
令和元年度 国民健康保険税（令和2年2月分以降のもの）

令和2年度 国民健康保険税（令和3年3月31日までの納期限のもの）

## 減免割合

上記 I の場合・・・全額

上記 II の場合・・・次のとおり



## ≪ 国民健康保険税減免額計算例 ≫

- (ケース1) ・「事業収入」「不動産収入」「山林収入」「給与収入」のいずれも、30%以上の減収とならない場合

減免の対象となりません。

- (ケース2) ・収入が「事業収入」のみで、30%以上の減収  
・他の世帯員に前年の所得がない場合

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">主たる生計維持者 (令和元年分)</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">事業収入</td><td style="text-align: right;">1,300万円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">所得額</td><td style="text-align: right;">325万円</td></tr> </table>	主たる生計維持者 (令和元年分)		事業収入	1,300万円	所得額	325万円	<div style="font-size: 2em; color: blue;">➔</div> <p>30%以上減収</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">主たる生計維持者 (令和2年分見込み)</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">事業収入</td><td style="text-align: right;">900万円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">所得額</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> </table>	主たる生計維持者 (令和2年分見込み)		事業収入	900万円	所得額	—
主たる生計維持者 (令和元年分)														
事業収入	1,300万円													
所得額	325万円													
主たる生計維持者 (令和2年分見込み)														
事業収入	900万円													
所得額	—													

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険税額} \\ \hline 35\text{万円} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{前年所得金額} \\ \hline 325\text{万円} \\ \hline \end{array}
 \div
 \begin{array}{|c|} \hline \text{世帯全員の前年所得金額} \\ \hline 325\text{万円} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{減免割合} \\ \hline 80\% \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{減免額} \\ \hline 280,000\text{円} \\ \hline \end{array}$$

- (ケース3) ・収入が「事業収入」のみで、30%以上の減収  
・配偶者に前年の所得がある場合

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">主たる生計維持者 (令和元年分)</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">事業収入</td><td style="text-align: right;">1,300万円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">所得額</td><td style="text-align: right;">325万円</td></tr> </table>	主たる生計維持者 (令和元年分)		事業収入	1,300万円	所得額	325万円	<div style="font-size: 2em; color: blue;">➔</div> <p>30%以上減収</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">主たる生計維持者 (令和2年分見込み)</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">事業収入</td><td style="text-align: right;">900万円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">所得額</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> </table>	主たる生計維持者 (令和2年分見込み)		事業収入	900万円	所得額	—
主たる生計維持者 (令和元年分)														
事業収入	1,300万円													
所得額	325万円													
主たる生計維持者 (令和2年分見込み)														
事業収入	900万円													
所得額	—													
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">配偶者の 前年の所得額</td><td style="text-align: right;">35万円</td></tr> </table>	配偶者の 前年の所得額	35万円										
配偶者の 前年の所得額	35万円													

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険税額} \\ \hline 38\text{万円} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{前年所得金額} \\ \hline 325\text{万円} \\ \hline \end{array}
 \div
 \begin{array}{|c|} \hline \text{世帯全員の前年所得金額} \\ \hline 360\text{万円} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{減免割合} \\ \hline 80\% \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{減免額} \\ \hline 274,500\text{円} \\ \hline \end{array}$$

- (ケース4) ・「事業収入」と「給与収入」があり、「事業収入」が30%以上の減収  
・配偶者に前年の所得がある場合

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">主たる生計維持者 (令和元年分)</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">事業収入</td><td style="text-align: right;">1,300万円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">所得額</td><td style="text-align: right;">325万円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">給与収入</td><td style="text-align: right;">120万円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">所得額</td><td style="text-align: right;">55万円</td></tr> </table>	主たる生計維持者 (令和元年分)		事業収入	1,300万円	所得額	325万円	給与収入	120万円	所得額	55万円	<div style="font-size: 2em; color: blue;">➔</div> <p>30%以上減収</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">主たる生計維持者 (令和2年分見込み)</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">事業収入</td><td style="text-align: right;">900万円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">所得額</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">給与収入</td><td style="text-align: right;">120万円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">所得額</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> </table>	主たる生計維持者 (令和2年分見込み)		事業収入	900万円	所得額	—	給与収入	120万円	所得額	—
主たる生計維持者 (令和元年分)																						
事業収入	1,300万円																					
所得額	325万円																					
給与収入	120万円																					
所得額	55万円																					
主たる生計維持者 (令和2年分見込み)																						
事業収入	900万円																					
所得額	—																					
給与収入	120万円																					
所得額	—																					
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">配偶者の 前年の所得額</td><td style="text-align: right;">35万円</td></tr> </table>	配偶者の 前年の所得額	35万円																		
配偶者の 前年の所得額	35万円																					

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険税額} \\ \hline 45\text{万円} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{前年所得金額} \\ \hline 325\text{万円} \\ \hline \end{array}
 \div
 \begin{array}{|c|} \hline \text{世帯全員の前年所得金額} \\ \hline 415\text{万円} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{減免割合} \\ \hline 80\% \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{減免額} \\ \hline 282,000\text{円} \\ \hline \end{array}$$



江差町手数料条例新旧対照表

改正後				改正前					
別表第2	住民票・印鑑登録等に関するもの	手数料を徴収する事務	単位	金額	別表第2	住民票・印鑑登録等に関するもの	手数料を徴収する事務	単位	金額
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1人につき	200円			住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1人につき	200円
		住民基本台帳法第12条第1項もしくは第2項または第12条の2第1項に基づく住民票の写しの交付	1通につき	300円			住民基本台帳法第12条第1項もしくは第2項または第12条の2第1項に基づく住民票の写しの交付	1通につき	300円
		住民基本台帳法第12条第1項または第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通につき	350円			住民基本台帳法第12条第1項または第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通につき	350円
		住民基本台帳法第20条第1項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1通につき	300円			住民基本台帳法第20条第1項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1通につき	300円
	削除		削除	削除			行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報等の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定に基づく通知カードの再交付（町長が特に必要と認める場合のものを除く。）	1枚につき	500円
		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付（町長が特に必要と認める場合のものを除く。）	1枚につき	800円			行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付（町長が特に必要と認める場合のものを除く。）	1枚につき	800円
		戸籍の附票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通につき	350円			戸籍の附票に記載をした事項に関する証明書の交付	1通につき	350円
		不在住及び不在籍に関する証明書の交付	1通につき	350円			不在住及び不在籍に関する証明書の交付	1通につき	350円
		江差町印鑑登録及び証明に関する条例（平成5年江差町条例第16号）第7条の規定に基づく印鑑登録証の交付	1枚につき	350円			江差町印鑑登録及び証明に関する条例（平成5年江差町条例第16号）第7条の規定に基づく印鑑登録証の交付	1枚につき	350円
		江差町印鑑登録及び証明に関する条例第11条の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	1通につき	350円			江差町印鑑登録及び証明に関する条例第11条の規定に基づく印鑑登録証明書の交付	1通につき	350円
		亡失及び改印による印鑑登録証の再交付	1枚につき	350円			亡失及び改印による印鑑登録証の再交付	1枚につき	350円
		身分に関する証明書の交付	1通につき	300円			身分に関する証明書の交付	1通につき	300円

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、  <u>都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。</u></p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年7月1日から施行する。</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、          都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

## 江差町介護保険条例の一部を改正する条例

## 【改正の概要】

令和元年10月の消費税率引上げによる増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置の強化を目的とした介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令が平成31年4月1日から施行されたことにより、2年間にわたり介護保険料の減額幅が段階的に引き上げられるもの。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号被保険者の保険料を国の基準により減免措置を行うため、江差町介護保険条例において一部改正を行う。

## 【改正の内容】

## 1. 介護保険料の減額

## (1) 軽減対象

所得区分の第1段階から第3段階が対象となる。(計1,304名 R2.5月時点)

区分	所得状況	対象者数
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者及び世帯全員が町民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	700人
第2段階	世帯全員が町民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下	355人
第3段階	世帯全員が町民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超	249人

## (2) 軽減割合と保険料額

区分		条例で定める 保険料	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第1段階	軽減割合	0.5	0.45	0.375	0.3
	保険料	37,500円	33,700円	28,100円	22,500円
第2段階	軽減割合	0.75	0.75	0.625	0.5
	保険料	56,200円	56,200円	46,800円	37,500円
第3段階	軽減割合	0.75	0.75	0.725	0.7
	保険料	56,200円	56,200円	54,300円	52,500円

○介護保険料基準額：75,000円。 ※計算例：75,000円×0.3≒22,500円

○軽減割合は国が示す標準割合による。

## (3) 施行年月日

公布の日（令和2年4月1日適用）

## 2. 新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免について

### (1) 軽減対象

保険料の減免額は、次の①又は②のいずれかに該当するに至った第1号被保険者につき、それぞれの基準により算定した額とする。なお、いずれの基準にも該当する場合は①を適用する。

①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 ⇒全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）の減少が見込まれ、次の要件に該当する第1号被保険者 ⇒下記要件による

#### 【要件】

- ・事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
- ・減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

### (2) 減免額の算定

計算式：対象保険料額(A×B/C)×減額又は免除の割合(d) = 保険料減免額

対象保険料額 = A × B / C
A：当該第1号被保険者の保険料額
B：第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C：第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合(d)
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8

### (3) 減免適用期間

令和2年2月1日～令和3年3月31日

### (4) 施行年月日

公布の日（令和2年2月1日適用）



江差町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和2年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,500円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和2年度</u> における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>22,500円</u>」とあるのは、「<u>37,500円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和2年度</u> における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>22,500円</u>」とあるのは、「<u>52,500円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第6条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収の対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1以降に納期限が定められて</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度から令和2年度までの各年度</u> における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>28,100円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度から令和2年度までの各年度</u> における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>28,100円</u>」とあるのは、「<u>46,800円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和元年度から令和2年度までの各年度</u> における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>28,100円</u>」とあるのは、「<u>54,300円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(新設)</p>

江差町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>いる保険料であつて、当該届出が第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免について、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項に規定する保険料の減免の要件に満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負つたこと。</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</u></p> <p>ア <u>事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分3以上であること。</u></p> <p>イ <u>減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</u></p> <p>2. <u>前項の場合における第11条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない」とい。ただし、町長は、これにより難しい事情があると認めるときは、</u></p>	

江差町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
別の申請期限を定めることができる」とする。	

## 江差町・上ノ国町地域創生事業【事業費 1,730千円】

【事業期間 令和2年6月1日～令和3年2月28日】

### 目的

北海道江差町と上ノ国町の連携により、経済交流及び交流人口・関係人口を拡大し、地域活性化を図るための各種事業を実施することを目的とする。

### 概要

- 江差町・上ノ国町の産品を活用した特産品開発及び首都圏における販路拡大に関する事業
- 江差町・上ノ国町の観光情報の首都圏における発信に関する事業
- 江差町・上ノ国町への移住・定住促進に関する事業

### 事業実施主体

- 北海道江差町・上ノ国町地域創生協議会（事務局：上ノ国町）

### 事業費内訳 事業費 1,730千円（上ノ国町同額負担）

- 北海道江差町・上ノ国町地域創生協議会への負担金  
【財源：一般財源 865千円、いきいきふるさと推進事業 865千円】

### 協議会事業費内訳 全体事業費 3,460千円

- ふれあいフェスタ 2,150千円
- 特産品開発 1,310千円

### ～2019 OTAふれあいフェスタの様子～



## 江差町まちづくりアドバイザー設置事業【事業費 318千円】

### 目的

かもめ島及びかもめ島周辺が有する自然環境や歴史文化など、地域の豊富な資源を活用したまちづくりを推進するとともに、「北の江の島構想」の具現化を図るため、専門的な知識と経験に基づく助言、提言等を受ける。

### 任期

委嘱の日から2年

### 職務

- (1)まちづくり施策の策定及び実施に関する助言、提言等
- (2)北の江の島構想の推進に関する助言、提言等
- (3)その他、まちづくりに関する事項

### 補正予算額

事業費 318千円 内訳（報酬 20千円・旅費 298千円）

### 身分

非常勤特別職

### 江差町まちづくりアドバイザー

【氏名】 菅井 研（すがい けん）氏

【生年月日】 昭和56年11月1日生

【現住地】 北海道札幌市

【学歴】

平成15年 上海復旦大学 留学修了

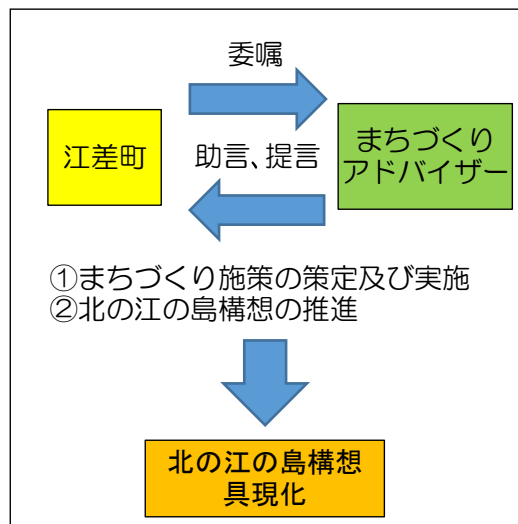
平成16年 札幌大学経済学部経済学科 卒業

【現職】

- ・OEZO株式会社 代表
- ・サツドラホールディングス株式会社 戦略アドバイザー
- ・株式会社ニトリグループ 顧問
- ・CCC株式会社グループ アドバイザー
- ・リーフラス株式会社 アドバイザー
- ・余市町 戦略アドバイザー ほか多数

【略歴】

ホテルの営業責任者を経て、多くのホテルグループのブランディングと集客戦略に携わる。その後、八雲町地域おこし協力隊としての活動を通じ、道南北部8町村広域観光連携協議会等を経験し、平成27年札幌市へ活動拠点を移す。現在、札幌のカフェカンパニーの取締役へ就任するとともに、各企業とのコンサルタント・アドバイザー契約を結び、主に公共事業や新規事業の計画段階から事業着手までを総括的にサポートしている。また、ニトリグループ等、大手企業のブランディング戦略に携わり、「プロダクト」「事業」「デザイン」を企業側と取り組んでいる。



## まるやまトレーニングコーナー大型トレーニング機器設置事業 概要

担当課係名：高齢あんしん課地域包括支援係

【総事業費】3,275千円

- ・助成金額 2,026千円
- ・一般財源 1,249千円

【助成事業名】令和2年度スポーツ振興くじ（令和2年4月17日交付決定）

「地方公共団体スポーツ活動助成・大型スポーツ用品の設置」

【事業概要】

## ■トレッドミル（ランニングマシン）購入

- ・セノー・ラボード NEXT200V 2台（日本製業務用）
- ・設置場所：在宅型総合福祉施設まるやまトレーニングコーナー

## ■まるやまトレーニングコーナーの現状

- ・トレッドミル2台、エアロバイク3台、パワープレート1台、その他各種トレーニング用具  
マッサージチェア2台、血圧計1台、体重計1台
- ・開設日：月～金曜日 9:00～16:00、水曜日 18:00～20:00
- ・利用者：登録利用者（R1年度60人）年間延べ2,767人、月平均252人、一日平均12.6人
- ・介護予防・健康づくりの運動から体力向上のトレーニングまで、公共屋内スポーツ施設の無い当町の幅広い世代の多様なニーズに应运えてきた。その中でも特にトレッドミルは、高齢者のウォーキングからマラソン大会に参加するレベルのランニング愛好者までが順番待ちをするほど人気があり、当施設には欠かすことができないトレーニングマシンの一つである。
- ・既存のトレッドミル2台は廃番となり「傾斜角度変更機能」の故障を修理できないが、今後もウォーキング・ジョギング専用機として使用を継続し、新規2台を購入することで、ランニングニーズにも対応できる環境を取り戻し、設置台数を増加することで、一人でも多くの市民が安全に効率よく効果的な健康の維持増進、体力向上できる場を提供する。



## 五平橋改修事業資料

## 1. 経過・現状

五平橋については、特に基礎部である鋼材の経年劣化(腐食)が進んでいる。令和元年度で実施した橋梁点検において、鋼材部については早期に措置を講じる状態として、補強にあたっては状況から従来よりも耐久性に優れた重防塗装を基本とする診断と最低限添接部のボルト取替が必要であるとの見解から当初予算計上をしていた。

五平橋補修工事に向けて実施設計を委託し、現地にて詳細調査を行い部材の細部値等の測定した結果、添接部添接板の厚さが腐食により基準を下回っていることが判明し、ボルトの取替に加え、添接板の取替も必要となった。添接板の取替にあたっては、橋桁落下防止のためベント工事があわせて必要となるため、ベント設置費及び添接板取替工事の追加により予算額が不足するため補正をお願いするもの。

## 2. 工事概要

- ・鋼材添接部のボルト取り換え
- ・添接板の取替 2か所
- ・ベント設置及び撤去工

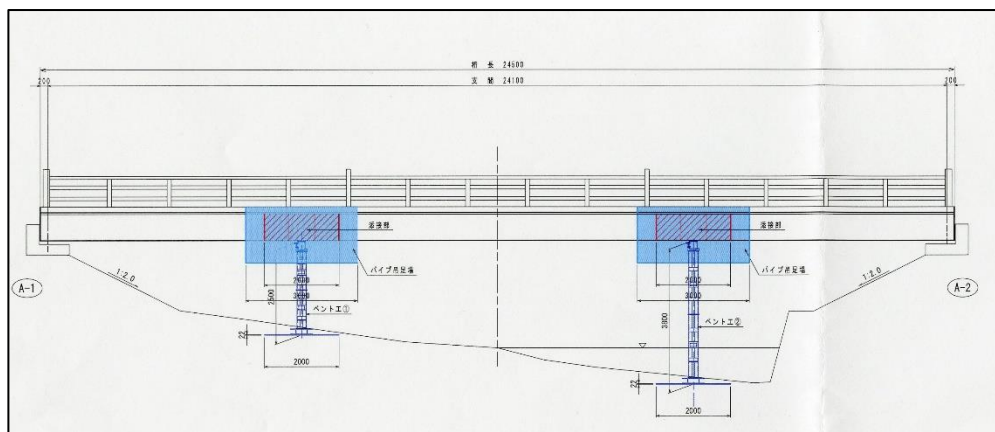
## 3. 補正要求額

3, 367千円 (当初予算とあわせ総工事費は4,918千円)

## 4. 状況写真等



添接板の厚みが基準を下回っているため2か所の取替が必要。取替にあたっては、ベント設置が必要となる。



## 小・中学校における新型コロナウイルス感染症防止対策

## 1. 事業目的

小・中学校における児童生徒の感染拡大防止並びに学びの保障を図るため所要の整備を行う。

## 2. 事業期間 令和2年4月～令和3年3月

## 3. 事業費 4,021千円

[経費内訳：消毒用アルコール、ハンドソープ等	…	535千円
家庭学習用教材作成	…	152千円
教材等郵送料	…	140千円
非接触型体温計・ソープディスペンサー	…	194千円
扇風機（熱中症対策・換気用）	…	3,000千円]

(主な備品整備内訳)

	学級数等					非接触型体温計		扇風機	
	普通	特支	保健室	職員室	計	単価：15,000		単価：20,000	
						金額	数量	金額	数量
江差小	6	5	1	1	13	30,000	2	720,000	36
南が丘小	5	4	1	1	11	30,000	2	640,000	32
江差北小	4	4	1	1	10	30,000	2	600,000	30
江差北中	3	2	1	1	7	30,000	2	480,000	24
江差中	3	4	1	1	9	30,000	2	560,000	28
計	21	19	5	5	50	150,000	10	3,000,000	150

※扇風機 … 各校〔各学級等＋特別教室5台（音楽室、理科室等）〕×2台を整備

## 4. 事業概要

- ◎臨時休業期間における学びの保障を図る取組（家庭学習教材の印刷及び送付。）
- ◎学校再開後、感染拡大防止に配慮した、衛生面における学習環境の整備。
- ◎「新しい生活様式」により、マスクの着用を前提とした学習活動が展開される場合に想定される夏季の熱中症対策。



# 水道法の一部を改正する法律

## 水道施設台帳の作成・保管の義務化

## 調書及び図面として整備すべき情報

管路属性ごとの延長を示した調書

<p><b>改正の趣旨</b></p> <p>人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。</p>	<p><b>管路区分（工事区分）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 設置年度</li> <li>• 口径</li> <li>• 材質</li> <li>• 継手形式毎の管路延長</li> </ul>
<p><b>改正の概要</b></p> <p><b>1. 関係者の責務の明確化</b></p> <p>①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。</p> <p>②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用供水給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。</p> <p>③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。</p> <p><b>2. 広域連携の推進</b></p> <p>①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。</p> <p>②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。</p> <p>③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。</p>	<p><b>水道施設の全体像を把握可能な配置図</b></p>
<p><b>3. 適切な資産管理の推進</b></p> <p>①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。</p> <p>②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。</p> <p>③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。</p> <p>④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含む、その事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。</p>	<p><b>市町村名と境界線</b></p> <p><b>給水区域</b></p> <p><b>主要水道施設の位置、名称</b></p> <p><b>主要な管路の位置</b></p> <p><b>方位・縮尺・凡例・作成日</b></p>
<p><b>4. 公共施設等の確保</b></p> <p>地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。</p> <p>※公共施設等運営権とは、同一の類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。</p> <p><b>5. 指定給水装置工事業者制度の改善</b></p> <p>資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事業者の指定※に更新制（5年）を導入する。</p> <p>※各水道事業者は給水装置（配管やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事指定給水装置工事業者が行う旨を規定。</p> <p><b>施行期日</b></p> <p>令和元年10月1日（ただし、③は令和4年9月30日までは、適用しない。）</p>	<p>※厚生労働省 資料より</p>



令和4年9月30日までに必要情報を整備した台帳が必要となる

## 江差・上ノ国下水道管理センター他の建設工事委託資料

## 1. 経過・現状

中央監視装置等の監視制御設備において、平成14年度に下水道の供用が始まってから18年経過し、経年劣化による故障の発生もみられる。平成30年度に策定した江差町公共下水道事業ストックマネジメント計画に基づき機器の更新を実施するもの。

## 2. 委託概要

工事の発注から監督管理、精算報告までの全部

・江差・上ノ国下水道管理センター他の中央監視装置等の監視制御装置、計装設備の更新

## 3. 事業費

令和2年度 47,300千円

令和3年度 131,900千円

合計 179,200千円

